

② 福祉・介護職員の処遇改善に向け、令和元年10月に導入した特定処遇改善加算の取得率が4割に留まっていることを踏まえ、取得拡大の方策を推進するとともに、今回の改定による効果を活用する。

特定処遇改善加算や今回の改定の効果が、福祉・介護職員の処遇改善に与える影響について実態を把握し、それを踏まえ、処遇改善の在り方について検討する。

③ サービスごとの報酬の改定に当たっては、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保等の観点から、事業者の収支状況等も踏まえて報酬水準の適正化を徹底するとともに、サービスごとの状況を踏まえてメリハリのある対応を行う。

④ なお、次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、サービスの質と制度の持続可能性をともに確保する観点から、サービスの利用者が急増している要因分析及びサービスの提供実態の把握を行った上で、次回の改定において、これらにより分析・把握された実態等を踏まえ、きめ細かい改定を適切に行う。

以上

これからも私達の生活が、安心して過ごせます様にサービス等の改定に結び付くような意見を届けたいと思います。

### 「大阪府立住之江支援学校

#### PTA学習会に招かれて」

大阪市西部地域障がい者就業・

生活支援センター 管理者 藤原 勇治

大阪にもこの冬一番の強い寒波が到来した12月15日、大阪府立住之江支援学校PTA学習会にお招きいただき、小泉理事長、飯塚事務局長と私の3名でお邪魔し、お話をいただきました。

当日は、徹底した新型コロナウイルスの感染防止対策をとっていただいた中で、第1部『障がい基礎年金の申請手続きについて』、第2部『座談会』の2部構成の学習会を午前中約2時間たっぷり行いました。

当初お聞きしていた30名弱であったお申し込みが、勉強会当日までに10名以上増え、皆さんの関心の高さがうかがえました。

校長の南先生をはじめ先生方も含めると40名以上の学習会でした。そのため、初めにお送りした資料では足りなくなって、当日急遽追加で資料をご用意させていただきました。



【小泉理事長のご挨拶】

支援学校のPTAの学習会ということもあり、参加者の皆さんは年金申請もこれからの方ばかりでしたので、私が担当させていただいた第1部の『障がい基礎年金の申請手続きについて』の説明を、とても熱心に聞いていただきました。

簡単に制度についてご説明させていただいた後、できるだけ、ご家族が正しく申請書類作成の準備を進めていただけるように、ポイントごとに分かりやすい説明を心がけました。参加者の皆さんは、メモを取りながら、時々頷いて聞いていただけていました。

【第1部の講演を熱心に受講される皆さん】



また、今回の学習会では、申請の手続きの他に、ご本人にとって有効な年金の使い方を考えていただくこと、あくまでもお子さんご本人が受給している年金であることをご理解していただき、ご家族がご本人にとって一番の権利擁護者になっていただくことを意識していただくようにお伝えしました。

会場の参加者から、①資産財産がある場合、年金受給に影響はあるのか、②20才になるまでにしておけることはどんなことがあるか、③成年後見の利用はいつから必要になるのか等のご質問をいただきました。

①のご質問については、年金受給は、資産財産については不問で、ただし無拋出制の場合(20歳前の障がいの場合)には、収入によっては給付(額)に制限がかかることがあること。